

1. 生活面の支援

番号	1-01	項目	相談支援
制度の名称	一般相談窓口	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご質問やご相談は、次の一般相談窓口までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■愛媛県コールセンター 電話番号：089-909-3468 受付時間：24時間対応（土日・祝日含む） ■市役所生活福祉部健康づくり推進課 電話番号：0894-62-6407 受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日除く） ■厚生労働省（新型コロナウイルスに係る電話相談窓口） 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル） FAX番号：03-3595-2756 受付時間：9時～21時（土日・祝日も実施） 聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、FAXまたは（一財）全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。ホームページ(https://www.jfd.or.jp/) 		
手続きに必要な書類			
その他	-		
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ■愛媛県コールセンター 089-909-3468 ■西予市健康づくり推進課 0894-62-6407 ■厚生労働省 0120-565653（フリーダイヤル） 		

1. 生活面の支援

番号	1-02	項目	相談支援
制度の名称	帰国者・接触者相談センター	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の疑い例に該当する方		
制度の内容	<p>県では、新型コロナウイルス感染症が疑われる方を適切に医療に結びつけるため、県内の各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。この相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の疑い例に該当する方からの電話相談を受け、医療機関への受診調整を行います。</p> <p>■少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに下記の「帰国者・接触者相談センター」に御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）</p> <p>☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方</p> <p>☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	帰国者・接触者相談センター（県コールセンター） TEL：089-909-3483 24時間対応（土日・祝日含む）		

1. 生活面の支援

番号	1-14	項目	相談支援
制度の名称	自立相談支援制度	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に関連した収入源に伴う生活困窮支援の相談		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が、広範な分野に広がり終息が見通せない中で、直接的、間接的に経済的影響を受けている市民の皆様の不安の軽減や解消を図るため、相談業務を行っております。</p> <p>■場所 西予市役所 本庁1階（福祉課内）</p> <p>■時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで（12時-13時は除く）</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市福祉総合相談センター Tel:0894-62-1150		

1. 生活面の支援

番号	1-04	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	特別定額給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）	国（10/10）	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	5月11日	制度（申請）期限	令和2年8月11日
活用できる方	令和2年4月27日現在、西予市に住所をおくもの		
制度の内容	<p> ■事業の実施主体と経費の負担 <input type="checkbox"/>実施主体は市区町村 <input checked="" type="checkbox"/>実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助（10/10） </p> <p> ■給付対象 令和2年4月27日現在 西予市に住所を置くもの(外国人を含む) </p> <p> ■給付額 <input type="checkbox"/>1人あたり10万円 </p> <p>※申請がまだの方は、令和2年8月1日までに手続きをお済ませください。（西予市にお住いの方の場合）</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市総務課 0894-62-1111		

1. 生活面の支援

番号	1-05	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付 (総合支援資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	社会福祉協議会(国:10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月25日	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民の方 (新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯)		
制度の内容	<p>①生活支援費(生活再建までに必要な生活費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 (二人以上)月20万円以内、(単身)月15万円以内 ・貸付期間:原則3月、最長12月以内(延長3回) ※据置期間は最終貸付日から6月以内 <p>②住宅入居費(敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 40万円以内 ※据置期間は貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内 <p>③一時生活再建費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用、 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費、滞納している公共料金等の立て替え費用、債務整理をするために必要な経費 等 ・貸付限度額 60万円以内 ※据置期間は貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内 <p>①②③ともに 償還期限は据置期間経過後10年以内、貸付利子:連帯保証人あり無利子、連帯保証人なし 年1.5% 連帯保証人:原則必要 ただし連帯保証人なしでも貸付可</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。		
その他	https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/pdf/ichiran_20160128.pdf		
お問い合わせ先	西予市社会福祉協議会 TEL:0894-72-2306		

1. 生活面の支援

番号	1-06	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付 (緊急小口資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	社会福祉協議会(国:10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月25日	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民(新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要)		
制度の内容	<p>■貸付上限額 <input type="checkbox"/>20万円以内 次に該当する世帯 ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき ・世帯員に要介護者がいるとき ・世帯員が4人以上いるとき、世帯員に新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業した学校等に通うこの世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき、 ・世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき、 ・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合</p> <p>■措置期間 <input type="checkbox"/>1年以内 ※従来の2月以内とする取扱いを拡大。</p> <p>■償還期間 <input type="checkbox"/>2年以内 ※従来の12月以内とする取扱いを拡大。</p> <p>■貸付利子・保証人 <input type="checkbox"/>無利子・不要</p>		
手続きに必要な書類			
その他	-		
お問い合わせ先	西予市社会福祉協議会 TEL:0894-72-2306		

1. 生活面の支援

番号	1-07	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	恩給等担保貸付	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>①恩給や災害補償年金を受けていて、恩給・共済年金担保融資を現在ご利用されていない方 ■融資限度額:お一人につき250万円。ただし、担保とする年金の年額の3年分以内になります。 ■利率:年0.51%</p> <p>②共済年金や厚生年金（共済組合が支給する厚生年金に限る。）を受けていて、恩給・共済年金担保融資を現在ご利用されていない方。但し、以下の項目に該当する方はご利用いただけません。 ・生活保護受給中 ・恩給・共済年金担保融資をご利用中に生活保護を受給し、生活保護廃止後5年経過していない ■融資限度額:お一人につき250万円。ただし、担保とする年金の年額の1.4年分以内になります。資金のお使いみちが生活資金の場合は100万円 ■利率:年1.66%</p> <p>①②共通 ■返済期間:4年以内。但し、恩給等の給与期間の定めのあるものについては、当該給与期間以内 ■資金の使いみち:住宅などの資金や事業資金にご利用いただけます。 ■返済:定額返済 恩給や共済年金の支給額のうち一定額を返済金として公庫が受け取ります。また、差額分（「支給額」－「定額返済額」）は、ご指定された口座へ送金いたします。（恩給や共済年金などの証書をお預かりいたします。）</p>		
手続きに必要な書類			
その他	生活保護を受給中の方、恩給年金担保融資をご利用中に生活保護を受給し、生活保護廃止後5年経過していない方は、利用できません。		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 宇和島支店 Tel : 0895-22-4766		

1. 生活面の支援

番号	1-08	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	市（進達のみ）、県	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民（母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦で確実に返済見込みのある方）		
制度の内容	<p>ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を推進するため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を設けています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより保護者の就業環境が変化して、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合に活用が可能なものの一つとして、「生活資金」があります。</p> <p>目的に応じ資金の貸付を行っておりますので、貸付条件などの詳細については、以下のお問合せ先までお問い合わせください。</p> <p>詳細HP http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/23.html</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	<p>貸付けを利用するには、一定の要件を満たしている必要があるほか、連帯保証人が必要となります。</p> <p>また、貸付資金毎に貸付要件が定められています。詳細は、子育て支援課給付支援係にご相談ください。</p>		
お問い合わせ先	西予市子育て支援課 TEL：0894-62-6551		

1. 生活面の支援

番号	1-09	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	子育て世帯への臨時特別給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）	—	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年5月1日	制度（申請）期限	令和2年12月31日
活用できる方	西予市で平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれの児童を対象として児童手当（本則給付）を受給する要件に該当し、かつ令和2年3月31日現在、西予市に住民票を持つ受給者		
制度の内容	対象児童一人あたり児童手当に1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。		
手続きに必要な書類	公務員の方以外は、特にありません。ただし、支給を希望しない場合は、希望しない旨の申出書の提出が必要です。公務員の方については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市子育て支援課 Tel：0894-62-6551		

1-09

1. 生活面の支援

番号	1-15	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	住居確保給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）		コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月20日～	制度（申請）期限	未定
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響で住居を失う恐れのあるもの		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至ってないがこうした状況と同等程度の状況に至り、住居を失う恐れが生じている者に対して、一か月の家賃を支給する。（上限あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■支給要件 収入要件、資産要件等があります。 ■支給額 単身世帯：32,000円 二人世帯：38,000円 3～5人世帯：42,000円 ■支給期間 原則3か月（要件により最長9か月まで延長可能） ■支給方法 賃貸住宅の賃貸人または不動産媒介事業者等への代理納付 ■場所 西予市役所 本庁1階（福祉課内） ■時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで（12時-13時は除く） 		
手続きに必要な書類	本人確認書類、離職関係書類、収入関係書類、金融資産関係書類		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市福祉総合相談センター TEL 0894-62-1150		

1. 生活面の支援

番号	1-21	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）	—	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年6月17日	制度（申請）期限	令和3年2月28日
活用できる方	<p>【対象者】 （基本給付） ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童手当の支給が全額停止される方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方 （追加給付対象の方） 基本給付対象者の①②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方</p>		
制度の内容	<p>【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響によるひとり親世帯の子育て負担の増加や収入減少に対する支援を行うため。 【給付額】 （基本給付） 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 （追加給付） 1世帯5万円</p>		
手続きに必要な書類	<p>（基本給付） ①該当の方のうち、受給の拒否があれば、給付金受給拒否の届出書を令和2年7月17日までに提出 ②③該当の方は、基本給付申請書及び戸籍謄本、収入額申立書、収入又は所得見込額申立書、給与明細書、公的年金証書等の提出 （追加給付） 追加給付申請書及び公的身分証明書の写し</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市子育て支援課 TEL：0894-62-6551		1-21

1. 生活面の支援

番号	1-10	項目	住まいの建替・取得										
制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	支援の種類	返済期間の延長										
実施区分（負担割合）	住宅金融支援機構	新型コロナウイルス対策による特例措置	○										
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	随時										
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、機構の住宅ローンの返済が困難となった方で、機構が定める収入基準を満たす方												
制度の内容	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>経済事情や病気等で収入が減少し、返済が大変になった</p> <p>返済特例 返済期間の延長など</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の返済額を減らすことができます。 毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。 </div> <div style="text-align: center;"> <p>しばらくの間、返済額を減らして返済したい</p> <p>中ゆとり 一定期間、返済額を軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> お客さまとご相談した期間内において、毎月の返済額を減らすことができます。 減額期間終了後の返済額及び総返済額が増加します。 </div> <div style="text-align: center;"> <p>ボーナス返済が負担になっている</p> <p>ボーナス返済の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ボーナス返済月の変更 毎月分・ボーナス返済分の返済額の内訳変更 ボーナス返済の取り止め </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">返済特例の概要</p> <p style="text-align: center;">対象（以下の3つの項目全てにあてはまる方）</p> <ol style="list-style-type: none"> 離職や病気等^{※1}の事情より返済が困難となっている方 以下の収入基準のいずれかを満たす方 <ol style="list-style-type: none"> 年収が機構への年間総返済額の4倍以下 月収が世帯人数×64,000円以下 住宅ローン（機構に加え、民間等の住宅ローンを含む。）の年間総返済額の年収に対する割合（以下「返済負担率」という。）が、年収に応じて下表の率を超える方で、収入減少割合^{※2}が20%以上 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>300万円未満</th> <th>300万円以上 400万円未満</th> <th>400万円以上 700万円未満</th> <th>700万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返済負担率</td> <td>30%</td> <td>35%</td> <td>40%</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> 返済方法の変更により、今後の返済を継続できる方 <p style="text-align: center;">さらに、現に失業中である方、または収入が20%以上減少した^{※2}の方</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>返済期間の延長^{※3} （最長15年、完済時の年齢上限は80歳）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>返済期間の延長^{※3}（最長15年、完済時の年齢上限は80歳） 元金据置期間の設定（最長3年）</p> </div> </div> <p style="font-size: small;"> ^{※1} 「離職等」とは、病気による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、経済動向等による減収などが該当します。また、自営業の方は、業績不振による倒産・廃業、学注減や売上減による減収などが該当します。 ^{※2} 「病気等」とは、病気、事故によるけがや後遺症、高度障害、家族の病気による介護などによる減収・支出増が該当します。 ^{※3} 収入減少割合の計算は、原則として次の式によります。 収入減少割合の計算式：$\frac{\text{前々年の収入額} - \text{前年の収入額}}{\text{前々年の収入額}} \times 100 (\%)$ ^{※3} 融資の種類、年齢、金利等によって、あらかじめ最長の返済期間を定めています。返済期間の延長とは、この最長の返済期間を越えて延長することはありません。 </p> </div>			年収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上	返済負担率	30%	35%	40%	45%
年収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上									
返済負担率	30%	35%	40%	45%									
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。												
その他	-												
お問い合わせ先	返済中の金融機関（融資の申込み先の金融機関）												

1. 生活面の支援

番号	1-11	項目	子どもの養育・就学支援
制度の名称	就学援助制度	支援の種類	就学支援
実施区分（負担割合）	市（10/10）	新型コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者		
制度の内容	<p>経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、その就学費用について支援を行う制度です。年間を通して申請を受け付けており、年度途中であっても、経済状態の変動により就学が困難になった場合には、申請いただけます。なお、認定はご家族の収入状況を審査した上でを行い、以下の項目について援助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学用品・通学用品費 ■修学旅行費 ■校外活動費 ■体育実技用具費 ■学校給食費 ■医療費（学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の治療に要する費用に限る） <p>※申請及び制度に関する相談は、各学校で受け付けています。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ■就学援助認定申請書 ■申請書には、以下の添付書類（写し）が必要です。詳細は、問合せ先にご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> □収入の確認できる書類（世帯全員） <p>※収入が激減した方については、そのことが分かる書類（離職証明書、給与証明書など）を添付してください。</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	通学されている学校 または西予市教育委員会学校教育課 TEL：0894-62-6414		

1. 生活面の支援

番号	1-12	項目	子どもの養育・就学支援
制度の名称	西予市育英会奨学金の貸与	支援の種類	貸与
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	随時募集
活用できる方	市民（新型コロナウイルスの影響を受け、休業や収入の減少、失業等による家計急変により修学困難な方）		
制度の内容	<p>【対象者】 対象者は、次の要件を備える者としてします。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により失業など家計急変の事由により年間収入の著しい減少が見込まれるもの (2) 高等学校及び高等専門学校、短期大学、専修学校、大学、大学院に在学する者 (3) 学業・人物ともにすぐれ、かつ、健康な者 (4) 本人又は保護者（親権を行う者又は後見人）あるいは保護者であった者が西予市内に居住する者</p> <p>【貸与月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校及び高等専門学校 月額 15,000円以内 ・短期大学・専修学校・大学・大学院 月額 35,000円以内 ・医学部・薬学部 月額 50,000円以内 <p>【返還時期】 学校卒業後1年を経過した日から12年以内に月賦、半年賦又は年賦で償還。すべて無利子。</p> <p>※貸与期間は、1年間のみなど短期間の貸与も可能です。</p>		
手続きに必要な書類	<p>【申請書類】 西予市奨学生願書・西予市奨学生推薦調書</p> <p>【添付書類】 雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 収入の確認できる書類</p>		
その他	随時募集し採用決定する。		
お問い合わせ先	西予市教育委員会教育総務課 Tel：0894-62-6430		

1. 生活面の支援

番号	1-20	項目	子どもの養育・就学支援
制度の名称	「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』	支援の種類	給付金
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年5月19日から、各大学等において順次受付を開始	制度（申請）期限	申請先（各大学等）により異なる
活用できる方	新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、各大学等での修学の継続が困難になっている学生等 ※国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校に在学する学生で既定の要件を満たす者 ※留学生を含む。日本語教育機関を含む。		
制度の内容	本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を設定。最終的には、在学する各大学等が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行う。 【対象者】 1. 以下の①～⑥を満たす者 (1) 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること ① 家庭から多額の仕送りを受けていない ② 原則として自宅外で生活をしている（自宅生も可） ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること ⑤ アルバイト収入が大幅に減少していること（▲50%以上） (3) 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること ⑥ 原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと イ) 修学支援新制度の区分Ⅰ（住民税非課税世帯）の受給者（今後申請予定の者を含む。以下同じ） ロ) 修学支援新制度の区分Ⅱ・Ⅲ（住民税非課税世帯に準ずる世帯）の受給者であって、無利子奨学金を限度額（月額5～6万円）まで利用している者（今後利用予定の者を含む。以下同じ） ハ) 世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金を限度額まで利用している者 二) 要件を満たさないため新制度又は無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用予定の者 ※留学生については⑥に代わり、日本学生支援機構の学習奨励費制度の要件等を踏まえることとする イ) 学業成績が優秀な者であること（前年度の成績評価係数が2.30以上） ロ) 出席率が8割以上であること ハ) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学金・授業料等は含まない。） 二) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること 2. 1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者 申請等の詳細は、文部科学省ホームページに掲載の「申請の手引き」参照。 【支給金額】 住民税非課税世帯の学生等 20万円 上記以外の学生等 10万円 【申請方法】 学生が各大学等に申請する。支給は日本学生支援機構が行う。 【申請締切】 ・本給付金は、学生の申請をもとに各大学等が選考し、日本学生支援機構に推薦する流れとなる。学内の締切は各大学等により異なる。 ・日本学生支援機構への推薦は2回に分けて行う。学校から日本学生支援機構への1次推薦は6月19日が締切。今後、2次推薦も予定。		
手続きに必要な書類	【様式1】 支援緊急給付金申請書 【様式2】 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書 ※文部科学省ホームページから様式をダウンロード		
その他	申請等の詳細は、文部科学省ホームページに掲載の「申請の手引き」参照。		
お問い合わせ先	在学する各大学等		

1. 生活面の支援

番号	1-13	項目	公共賃貸住宅への入居
制度の名称	市営住宅	支援の種類	現物貸与
実施区分（負担割合）	-	新型コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■入居資格 西予市に住民登録をしているか勤務をし、市税などを完納しており住宅に困窮している方</p> <p>■収入基準 所得月額が15万8,000円以下の世帯 ※特定公共賃貸住宅は15万8,000円～48万7,000円の世帯 (小学校就学前の子どもがいる世帯や60歳以上の高齢者世帯等は、所得月額が21万4,000円以下) ※所得月額 = (世帯員全員の年間所得金額 - 控除額合計) ÷ 12</p> <p>■家賃 世帯の収入に基づき、公営住宅法に定める方法で計算します。 ※空き住戸の情報、住宅の規模・構造・家賃等の諸条件については、下記のお問い合わせ先にてご確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■入居申込書 ■所得を証明する書類 ■住民票 ■その他必要書類</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市建設課 TEL : 0894-62-6410		

1. 生活面の支援

番号	1-16	項目	生活の困窮
制度の名称	生活保護	支援の種類	扶助
実施区分（負担割合）	市（1/4 愛媛県一部負担あり）、 国（3/4）	コロナウイルス対策 による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用した上でも生活に困窮する方		
制度の内容	<p>生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</p> <p>生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。</p> <p>生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。</p> <p>保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市福祉課 愛媛県 保健福祉部保健福祉課 厚生労働省社会・援護局 保護課	TEL：0894-62-6428 TEL：089-912-2385 TEL：03-5253-1111	

1. 生活面の支援

番号	1-18	項目	生活の困窮
制度の名称	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金	支援の種類	給付金
実施区分（負担割合）	国（10/10）	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月1日	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等（国民健康保険加入者）		
制度の内容	<p>労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備し、国内の感染拡大防止することを目的に、一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するものです。</p> <p>【支給期間】 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間。ただし、給与収入の全部または一部を受け取ることができる期間は、傷病手当金の支給対象ではありません。なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定する傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。</p> <p>【支給額】 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数</p> <p>【適用期間】 令和2年1月1日～令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合は健康保険と同様、最長1年6ヶ月まで。</p>		
手続きに必要な書類	<p>国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用） 国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用） 国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用） 国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用） 詳しくは、下記のお問い合わせ先にてご確認ください。</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市市民課 愛媛県保健福祉部医療保険課 厚生労働省保険局国民健康保険課	TEL：0894-62-6405 TEL：089-912-2435 TEL：03-3595-2565	

1. 生活面の支援

番号	1-19	項目	生活の困窮
制度の名称	新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療被保険者等に対する傷病手当金	支援の種類	給付金
実施区分（負担割合）	愛媛県後期高齢者医療広域連合	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年5月15日	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療被保険者		
制度の内容	<p>労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備し、国内の感染拡大防止することを目的に、一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するものです。</p> <p>【支給期間】 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間。ただし、給与収入の全部または一部を受け取ることができる期間は、傷病手当金の支給対象ではありません。なお、その受け取ることができる給与収入の額が、規定により算定する傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。</p> <p>【支給額】 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数</p> <p>【適用期間】 令和2年1月1日～令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間</p> <p>ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6ヶ月まで</p>		
手続きに必要な書類	<p>後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（被保険者記入用①）</p> <p>後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（被保険者記入用②）</p> <p>後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（事業主記入用）</p> <p>後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）</p> <p>詳しくは、下記のお問い合わせ先にてご確認ください。</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	<p>西予市市民課 後期高齢者医療係 TEL:0894-62-6405</p> <p>愛媛県後期高齢者医療広域連合 TEL:089-911-7733</p> <p>愛媛県 保健福祉部 医療保険課 TEL:089-912-2435</p> <p>厚生労働省保険局 高齢者医療課</p>		

1. 生活面の支援

番号	1-22	項目	生活支援
制度の名称	せいよ買い物応援事業 (せいよGoTo買い物キャンペーン)	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策 による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月1日	制度(申請)期限	令和2年9月30日
活用できる方	市内参加事業者での買い物等を行った市内に住所を有する世帯		
制度の内容	<p>○申請・受給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月1日現在、住民基本台帳に記録されている、その世帯の世帯主 <p>○給付額等</p> <ul style="list-style-type: none"> 買い物応援事業に参加する事業者での買い物等の証明書の合計が10,000円以上、上限50,000円 応援金額上限は12,500円(百円未満切り捨て)で、買い物等の額の25%以内の額 1世帯1回限り <p>○買い物等対象期間</p> <p>令和2年7月1日～令和2年8月15日</p> <p>○申請期間</p> <p>令和2年7月1日～令和2年9月30日</p> <p>○申請先</p> <p>西予市経済振興課及び庁舎1階ロビー申請窓口、各支所産業建設課</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市経済振興課 TEL: 0894-62-6408	0894-62-3187 (申請窓口直通)	

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-01	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	徴収の猶予・換価の猶予	支援の種類	猶予
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	徴収猶予特例制度：令和2年5月1日 徴収の猶予：随時 換価の猶予：随時	制度（申請）期限	徴収猶予特例制度：6月30日または各納期限の遅い日まで 徴収の猶予：随時 換価の猶予：納期限から6か月以内
活用できる方	■市民 ■市内に事務所や事業所を有する法人 ■特別徴収義務者		
制度の内容	<p>市税は定められた納期限までに納付しなければなりません。期限までに納付できない特別な事情があり、市税を一時に納付することができないときに、申請により、認められた場合には、分割納付や納付期限の延長、財産の差押や換価（売却）が猶予されます。</p> <p>■徴収猶予特例制度（令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する市税が対象）</p> <p>新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少（前年同期にくらべ概ね20%以上減少）があり、一時に納付することができないときは、申請により、1年間、徴収の猶予が認められる場合があります。（担保の提供不要。延滞金もかかりません）</p> <p>■徴収の猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連するなどして災害、病気、事業の休廃止などの理由で市税を一時に納付することができないときは、申請により、原則として1年以内に限り、徴収の猶予又は分割納付が認められる場合があります。（金額により担保の提供が必要。令和2年：延滞金1.6%）</p> <p>■申請による換価の猶予</p> <p>市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるなど一定の要件に該当するときは、申請により、原則として1年以内に限り、滞納処分による財産の換価の猶予（分割納付）が認められる場合があります。（金額により担保の提供が必要。令和2年：延滞金1.6%）</p>		
手続きに必要な書類	<p>■認印（スタンプ式のもの不可）</p> <p>■猶予を受けようとする理由を証する書類（医師による診断書、廃（休）業届など）</p> <p>■収入や現預金の状況が分かる資料（売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳など）</p> <p>※徴収猶予特例制度の場合は、昨年（H31年）の収入が分かる資料も合わせて必要です。</p> <p>■窓口に来られる方の本人確認書類（免許証等）</p> <p>■代理の方が来られる場合は、委任状</p>		
その他	書類の添付が困難な場合はご相談ください。		
お問い合わせ先	西予市税務課 TEL：0894-62-6401		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-02	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	国税の特例措置（申告所得税等の申告期限、納付期限等の延長等）	支援の種類	期限延長・猶予
実施区分（負担割合）	税務署	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	個人及び法人		
制度の内容	<p>国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。</p> <p>■現行の猶予の要件（幅広い方が認められます）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難な恐れがある ・納税について誠実な意思 ・納期限から6か月以内に申請がある ・猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。 <p>■猶予内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として1年間、国税の納税が猶予されます。 ・猶予中は延滞税が軽減されます。（通常 年8.9% ⇒ 軽減後 年1.6%） <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例（延滞税なし、1年間猶予、無担保）があります。</p> <p>■相談方法</p> <p>まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談下さい。</p> <p>受付時間 午前8時30分から午後5時（土日祝除く）</p> <p>高松国税局：TEL 0120-948-507</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	高松国税局：TEL 0120-948-507 八幡浜税務署 TEL：0894-22-0800		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-04	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	国民健康保険税の減免	支援の種類	減免
実施区分（負担割合）	市（10/10）	新型コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	未定	制度（申請）期限	未定
活用できる方	<p>■納期未到来のものに限ります。（やむを得ない場合を除く） 以下の方については、国民健康保険料税の減免を受けられる場合があります。</p> <p>□新型コロナウイルス感染症により、 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>□新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業等を廃止、または失業した世帯</p> <p>□新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の著しい減少が見込まれる世帯（該当要件あり）</p>		
制度の内容	減免額、該当要件等の詳細については、西予市役所税務課にお問い合わせください。		
手続きに必要な書類	<p>■資産状況・所得が減少することが見込まれることが分かる書類</p> <p>■本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</p> <p>■印鑑</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市税務課 TEL：0894-62-6401		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-05	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免	支援の種類	減免
実施区分（負担割合）	愛媛県後期高齢者医療広域連合	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年5月12日	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の後期高齢者医療被保険者		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。</p> <p>【保険料の減免の対象となる方】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒保険料を全額免除</p> <p>②新型「新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方で、世帯の主たる生計維持者について次の（1）から（3）のすべてに該当する方 ⇒保険料の一部を減額</p> <p>（1）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること</p> <p>（2）令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること</p> <p>（3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計が400万円以下であること</p> <p>○減免の対象となる保険料（令和元年度分及び令和2年度分） 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収は、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもの</p>		
手続きに必要な書類	<p>（1）新型コロナウイルス感染症に感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料減免申請書 （※代理人が申請する場合は本人からの委任状） 減免事由を証明できる書類 （新型コロナウイルス感染症の罹患が分かる医師の診断書 など） <p>（2）新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料減免申請書 （※代理人が申請する場合は本人からの委任状） 収入状況等申請書 減免事由を証明できる書類 （令和元年の確定申告書の写し、源泉徴収票の写し など） <p>※個別に必要な書類の提出をお願いする場合があります。</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	<p>西予市市民課 後期高齢者医療係 TEL：0894-62-6405</p> <p>愛媛県後期高齢者医療広域連合 TEL：089-911-7734</p>		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-12	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	国民年金保険料の減免 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時特例)	支援の種類	減免
実施区分(負担割合)	制度の内容のとおり	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日から随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料が免除または納付猶予される制度があります。</p> <p>■全額免除・一部免除制度 ■納付猶予制度</p> <p>【対象要件】以下の①②のいずれにも該当すること</p> <p>①. 令和2年2月以降に、感染症の影響により業務(業務委託契約等を含む)が失われるなど収入が減少したこと。 ②. ①の所得状況からみて、当年中に見込まれる所得が、国民年金保険料の免除等の基準適用相当になることが見込まれること。</p> <p>※免除・納付猶予された保険料は、10年以内であれば、あとから納めることができます。免除・納付猶予期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。また、一部免除となった場合は、免除されなかった分の保険料の納付がないと給付等には結び付きません。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■認印 ■本人確認書類 ■所得の申立書(臨時特例用) ■国民年金保険料免除・納付猶予申請書</p>		
その他	<p>■受付期間：令和2年5月1日から随時 ■免除期間：年度毎(令和2年2月分から6月分まで適用) ※令和2年7月以降分は、改めて申請が必要です。</p>		
お問い合わせ先	<p>西予市市民課 TEL：0894-62-6405</p> <p>宇和島年金事務所 TEL：0895-22-5344</p>		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-13	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予
制度の名称	電気・ガス料金等、の支払猶予	支援の種類	猶予
実施区分（負担割合）	市（10/10）	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	随時
活用できる方	個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金、等の支払いに困難な事情がある方		
制度の内容	<p>その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金等の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請されています（4月7日）。</p> <p>■お問合せ先 電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。</p> <p>■電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む) https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf</p> <p>■ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む) https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf</p> <p>■NHK受信料の免除について 持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約については受信料が免除されます。 ※令和3年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限りです。詳しくはNHKのホームページを参照ください。 https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html</p>		
手続きに必要な書類			
その他	-		
お問い合わせ先	ご契約されている電気・ガス事業者		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-14	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予												
制度の名称	上下水道料支払いの猶予	支援の種類	猶予												
実施区分（負担割合）	市	新型コロナウイルス対策による特例措置	-												
制度（申請）開始日	随時	制度（申請）期限	随時												
活用できる方	西予市の上水道・公共下水道および農業集落排水を使用している個人・法人すべての方														
制度の内容	<p>西予市給水条例第39条、西予市公共下水道条例第18条第2項及び西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例第2条第2項において、料金は、口座振替又は納付の方法により 毎月徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りではない。と規定してあることから、毎月の徴収を延伸することができる」と解釈し、これまでも柔軟な対応を行ってきた。</p> <p>今回、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症による影響を受け、延伸の申し出等が多くなることを想定し、下記猶予対象となる月を設定し、個別の案件に応じた「通常よりも長い納期の延伸」や「分割納入」等の相談に対し、柔軟に対応することとしている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">猶予対象となる請求月</td> <td style="width: 33%;">本来の納入期限</td> <td style="width: 33%;">猶予後の納入期限(基本4ヶ月延伸)</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月請求分</td> <td>令和2年4月末日</td> <td>令和2年8月末日</td> </tr> <tr> <td>令和2年5月請求分</td> <td>令和2年5月末日</td> <td>令和2年9月末日</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月請求分</td> <td>令和2年6月末日</td> <td>令和2年10月末日</td> </tr> </table>			猶予対象となる請求月	本来の納入期限	猶予後の納入期限(基本4ヶ月延伸)	令和2年4月請求分	令和2年4月末日	令和2年8月末日	令和2年5月請求分	令和2年5月末日	令和2年9月末日	令和2年6月請求分	令和2年6月末日	令和2年10月末日
猶予対象となる請求月	本来の納入期限	猶予後の納入期限(基本4ヶ月延伸)													
令和2年4月請求分	令和2年4月末日	令和2年8月末日													
令和2年5月請求分	令和2年5月末日	令和2年9月末日													
令和2年6月請求分	令和2年6月末日	令和2年10月末日													
手続きに必要な書類	上下水道料金等徴収猶予申請書														
その他	-														
お問い合わせ先	西予市上下水道課 TEL：0894-62-6411														

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-15	項目	税金や保険料等の軽減や支払猶予等
制度の名称	介護保険料の減免	支援の種類	減免
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年7月	制度（申請）期限	令和3年3月31日
活用できる方	<p>■65歳以上の方</p>		
制度の内容	<p>■介護保険料の減免</p> <p>【要件】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者（65歳以上の方）の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する者</p> <p>ア：世帯の主たる生計維持者の令和2年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>※対象保険料額及び減免率については、所得等の状況により算出することとなります。なお、事業等の廃止や失業の場合には、対象保険料額の全額が免除されます。</p> <p>【対象となる期間】</p> <p>令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの</p>		
手続きに必要な書類	<p>■令和2年中の収入の減少が見込まれることが分かる書類（事業廃止・失業した場合には、それがわかる書類） ※令和2年1月1日以降に転入された方は、令和元年分の確定申告書等の写しが必要になります。</p> <p>■申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、申請者の印鑑</p> <p>■被保険者本人名義の口座番号のわかるもの、被保険者本人の印鑑</p> <p style="text-align: right;">等</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市長寿介護課 TEL：0894-62-6406		

2. 税・料等の減免・猶予等に関する支援

番号	2-07	項目	保険料・一部負担金等の軽減や支払猶予
制度の名称	保育所保育料の減免	支援の種類	減免
実施区分（負担割合）	市（10/10）	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	令和2年4月1日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育所などに入所している3歳未満子どもの支給認定保護者 ※詳細は以下のとおり		
制度の内容	<p>■減免事由等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 疾病などにより児童が月の保育日数の2分の1以上欠席したとき <ul style="list-style-type: none"> ・減免割合：半額 ・減免期間等：申請のあった日の属する月 <input type="checkbox"/> 市税の減免に該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ・減免割合：市民税の減免に伴う利用者負担額（保育料）の階層変更によって生じた差額 ・減免期間等：西予市税の減免に該当し、減免を受けた市民税額を用いて算定する期間 <input type="checkbox"/> そのほか特別な事情により保育料の納入が困難であると認められるとき <ul style="list-style-type: none"> ・減免割合：審査のうえ決定 ・減免期間等：審査のうえ決定 		
手続きに必要な書類	<p>■減免申請書</p> <p>■印鑑</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市子育て支援課 TEL：0894-62-6551		

3. 事業者の支援

番号	3-01	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策特別支援員	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	未定	制度（申請）期限	令和3年3月31日
活用できる方	事業者		
制度の内容	<p>愛媛県では、商工団体等の支援機関と連携し、県内中小企業者の新型コロナウイルスに起因する経営課題解決を専門的に支援する特別支援員を令和2年4月8日（水曜日）から、えひめ産業振興財団に配置します。新型コロナウイルスに起因する経営課題でお悩みの方は、ご遠慮なく、お近くの商工団体や県地方局、えひめ産業振興財団にお問い合わせください。</p> <p>■対象事業者 国の特別貸付制度や県の中小企業・小規模企業者に向けた金融支援、雇用調整助成金の特例措置等の支援策の円滑な活用に向けた各種支援 <具体的な内容> (1) 国や県が実施する中小企業支援メニューの詳細説明 ※「えひめ版協力金」に係るご相談は専用のコールセンター（089-909-3842）までお願いします。 (2) 特別融資制度に係る融資申請書作成支援</p> <p>■相談方法 (1) 商工団体・県地方局を通じた相談 商工団体と連携した出張相談や申請書作成支援を実施します。まずは、お近くの商工団体または県地方局にご相談ください。 (2) 直接相談 来所（事前予約性）や電話による相談特別支援員への直接相談も受け付けています。 《受付時間》 月曜日～金曜日 9時00分～12時00分／13時00分～16時00分、土曜日・日曜日・祝日も事前予約の上でご相談を受け付けております。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市商工会 TEL：0894-62-1240 公益財団法人えひめ産業振興財団 TEL：089-968-1887		

3. 事業者の支援

番号	3-02	項目	事業への支援
制度の名称	専門家による経営アドバイス	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	事業者		
制度の内容	<p>資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに専門家に対応します。</p> <p>■全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。</p> <p>■御相談 経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」より御確認いただけます。</p> <p>■「愛媛県よろず支援拠点」ではテレビ電話相談を開始しています。※事前予約制 相談時間 平日・土曜日 9:00-17:00 予約方法 電話:089-960-1131 メール:yorozu@ehime-iinet.or.jp</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	愛媛県よろず支援拠点 TEL：089-960-1131		

3. 事業者の支援

番号	3-03	項目	事業への支援
制度の名称	持続化給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年5月1日	制度（申請）期限	令和3年1月15日
活用できる方	<p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <p>農林水産業、食品関連事業を含め、業種横断的に個人事業主や法人。農業組合法人、共同組合など会社以外の法人も対象。</p>		
制度の内容	<p>現時点における経済産業省の検討状況を示したものであり、今後の検討によって変更もありえます。</p> <p>■給付額 法人は200万円、個人事業者は100万円を支給 ※売上減少分の計算方法：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月） ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。</p> <p>■給付対象の主な要件 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③法人の場合は、 （Ⅰ）資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、 （Ⅱ）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他			
お問い合わせ先	中小企業庁・金融・給付金相談窓口 TEL：0120-115-570 受付時間：8時30分～19時00分（土曜日を除く）		

3. 事業者の支援

番号	3-04	項目	事業への支援
制度の名称	セーフティネット保証4号・5号	支援の種類	資金繰り
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■セーフティネット保証4号 幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。 ※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合</p> <p>■セーフティネット保証5号 特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。 ※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合 ※3月13日から、業暦3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）</p> <p>■4号の対象地域及び5号の対象業種は？ □S N4号：3月2日に全都道府県が対象に指定されました。 □S N5号：5月1日より全業種を指定しました。</p> <p>■ご利用手続きの流れ(4号・5号) ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。 ②対象となる中小企業者の方は本店 等(個人事業主の方は主たる事業所) 所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。 ※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。 ※認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長します。 ※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。 ※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類			
その他	保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。		
お問い合わせ先	取引のある金融機関又は最寄の信用保証協会		

3. 事業者の支援

番号	3-05	項目	事業への支援
制度の名称	セーフティ保証制度の認定（4号・5号）	支援の種類	証明の発行
実施区分（負担割合）	市	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	■①市内に住所及び事業所を有する個人 ② 市内に主たる事業所を有する法人		
制度の内容	<p>■セーフティネット保証の認定を受けることで、一般保証とは別枠で信用保証協会の保証を利用することが可能となる。（4号保証割合100%、5号保証割合80%）</p> <p>■認定要件</p> <p><4号></p> <p>1. 西予市において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>2. 災害の発生によって、災害の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>※業歴が3か月以上1年1か月未満の事業者や前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、利用ができるよう認定基準が緩和されました。</p> <p><5号></p> <p>（イ）指定業種に属する事業を行っている中小企業者で、最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少していること。ただし、令和3年3月31日までは5%以上の減少に緩和する。</p> <p>※1 今回の新型コロナウイルス感染症による影響の重大性にかんがみ、認定に当たっての基準について、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、直近3か月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近1か月の売上高とその後の2か月間の売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和を行います。</p> <p>※2 業歴が3か月以上1年1か月未満の事業者や前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、利用ができるよう認定基準が緩和されました。</p> <p>（ロ）指定業種に属する事業を行っている中小企業者で、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格等に転嫁することが困難であるため、最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
お問い合わせ先	西予市経済振興課 TEL：0894-62-6408		

3. 事業者の支援

番号	3-07	項目	事業への支援
制度の名称	民間金融機関における実質無利子・無担保融資	支援の種類	資金繰り
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	—	制度（申請）期限	—
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。令和2年度第2次補正予算の成立後、各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。</p> <p>※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。</p> <p>【対象要件】 国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主(事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)⇒売上高▲5%、売上高▲15%の場合は保証料ゼロ・金利ゼロ ・小・中規模事業者(上記除く)⇒売上高▲5%の場合は保証料1/2、売上高▲15%の場合は保証料ゼロ・金利ゼロ <p>【融資上限額】 4,000万円（拡充前3,000万円） ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。</p> <p>【補助期間】保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間 【融資期間】10年以内【うち据置期間】最大5年 【担保】無担保 【保証人】代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要） 【既往債務の借換】 信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先に御確認ください。		
その他			
お問い合わせ先	中小企業金融相談窓口 Tel：0570-783183		

3. 事業者の支援

番号	3-08	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月17日	制度（申請）期限	-
活用できる方	下記のとおり		
制度の内容	<p>担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。</p> <p>【融資対象】 生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額 【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内【うち据置期間】5年以内 【融資限度額（別枠）】中小事業6億円（拡充前3億円）、国民事業8,000万円（拡充前6,000万円） 【担保】無担保【金利】当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利、中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46% 【利下げ限度額】中小事業2億円（拡充前1億円）、国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）</p> <p>※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。 ※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。 ※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。</p>		
手続きに必要な書類	下記のお問い合わせ先にてご確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	(平日)日本公庫事業資金相談ダイヤルTel:0120-154-505（土日祝日）日本公庫Tel:0120-112476(国民)、Tel:0120-327790(中小)		

3. 事業者の支援

番号	3-09	項目	事業への支援
制度の名称	商工中金による危機対応融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月19日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。</p> <p>【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ 企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額</p> <p>【資金の使いみち】 運転資金、設備資金【担保】無担保 【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内【うち据置期間】 5年以内 【融資限度額】 6億円（拡充前3億円） 【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利1.11%→0.21%（利下げ限度額：2億円（拡充前1億円）） ※令和2年6月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	商工組合中央金庫相談窓口 Tel:0120-542-711		

3. 事業者の支援

番号	3-10	項目	事業への支援
制度の名称	日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策 による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月17日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方		
制度の内容	<p>小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げる。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。</p> <p>【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【融資限度額】 別枠1,000万円 【金利】 経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ ※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。 ※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から一般マル経で借入を行った場合でも、要件に合致する場合は、遡及適用が可能です。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫宇和島支店 TEL：0895-22-4766 西予市商工会 TEL：0894-62-1240		

3. 事業者の支援

番号	3-11	項目	事業への支援
制度の名称	日本政策金融公庫及び沖縄公庫による生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月17日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。</p> <p>【融資対象】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額 【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内 【融資限度額（別枠）】8,000万円（拡充前6,000万円） 【担保】無担保 【金利】当初3年間基準金利▲0.9%（1.36%→0.46%）、4年目以降基準金利 【利下げ限度額】4,000万円（拡充前3,000万円）</p> <p>※金利は令和2年6月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ※振興計画認定組合の組合員以外の方における運転資金は、既往債務（生活衛生貸付）の借換を含む場合に限りです。 ※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。 ※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他			
お問い合わせ先	(平日)日本公庫事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505(土日祝日)日本公庫 TEL:0120-12476(国民)TEL:0120-327790(中小)		

3. 事業者の支援

番号	3-12	項目	事業への支援
制度の名称	日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 衛生環境激変対策特別貸付	支援の種類	貸付（融資）
実施区分（負担割合）	国	新型コロナウイルス対策 による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年2月21日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>衛生環境激変対策特別貸付とは？感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。</p> <p>【ご利用いただける方】 新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ①最近1ヵ月間の売上が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。</p> <p>【資金の使いみち】 運転資金 【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円） 【金利】 基準金利：1.91% ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9% ※令和2年5月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動 【貸付期間】 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他			
お問い合わせ先	(平日)日本公庫 Tel:0120-154-505(土日祝日) Tel:0120-112476(国民生活事業), Tel:0120-327790(中小企業事業)		

3. 事業者の支援

番号	3-13	項目	事業への支援
制度の名称	雇用調整助成金（特例措置）	支援の種類	助成金
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主		
制度の内容	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。</p> <p>■助成額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充について ①助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げこれまで、雇用調整助成金の助成額の上限額は、対象労働者1人1日あたり8,330円となっていたが、今般、令和2年4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練について、企業規模を問わず上限額を15,000円に引き上げることとしました。</p> <p>②解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は、原則9/10（一定の要件を満たす場合は10/10など）となっていたが、今般、この助成率を一律10/10に引き上げることとしました。</p> <p>③遡及適用について ①・②については、既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、令和2年4月1日に遡って適用となります。なお、労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、再度の申請手続きは必要ありません。 ※既に雇用調整助成金の支給決定がなされた事業主⇒ 後日、追加支給分（差額）を支給いたします。 ※既に支給申請をしているが、雇用調整助成金の支給決定がなされていない事業主⇒ 追加支給分（差額）を含めて支給いたします。 ※①又は②の事業主の方が、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額分についての追加支給のための手続きが必要となります。</p> <p>■緊急対応期間の延長について 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止のため、雇用調整助成金については、令和2年4月1日から同年6月30日までは緊急対応期間とし、各種の特例措置を講じてきました。今般、緊急対応期間の終期を3か月延長することとし（令和2年9月30日まで延長）、上記助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。</p> <p>■出向の特例措置等について 雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3か月以上1年以内」とされていますが、緊急対応期間内においては、これを「1か月以上1年以内」に緩和しました。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999 西予市ふるさとハローワーク TEL:0894-62-1966		

3. 事業者の支援

番号	3-15	項目	事業への支援												
制度の名称	小規模事業者持続化補助金	支援の種類	補助金												
実施区分（負担割合）	国	新型コロナウイルス対策による特例措置	○												
制度（申請）開始日	令和2年4月28日	制度（申請）期限	令和2年10月2日												
活用できる方	制度の内容のとおり														
制度の内容	<p>新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（Aサプライチェーンの毀損への対応、B非対面型ビジネスモデルへの転換、Cテレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。</p> <p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者であること ・小規模事業者等であり、補助対象経費の6分の1以上が、下記要件 A～C いずれかに合致する投資であること。 サプライチェーンの毀損への対応非対面型ビジネスモデルへの転換テレワーク環境の整備 <p>■補助金額等</p> <p>「特別枠（類型B又は類型C）」の補助率の引き上げ 令和2年度補正予算で創設した「生産性革命推進事業」の特別枠のうち、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等で推奨されている、類型B（非対面型ビジネスモデルへの転換）と類型C（テレワーク環境の整備）への投資が一定水準（補助対象経費の6分の1以上）の場合は、補助率を2/3から3/4へ引き上げます。 （特別枠の対象事業の類型）</p> <table border="0"> <tr> <td>類型A</td> <td>サプライチェーンの毀損への対応</td> <td>補助率</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>類型B</td> <td>非対面型ビジネスモデルへの転換</td> <td>補助率</td> <td>2/3 → 3/4</td> </tr> <tr> <td>類型C</td> <td>テレワーク環境の整備</td> <td>補助率</td> <td>2/3 → 3/4</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・150万円以上の補助対象となる事業費に対し、100万円を補助。 ・150万円未満の場合は、その2/3の金額を補助。 ・事業再開枠は、類型A～Cのオプションとして活用を認め、上限50万円、総補助額の50%までとする。 <p>■公募スケジュール</p> <p>第3回受付締切： 2020年 8月 7日（金） [郵送：必着] 第4回受付締切： 2020年 10月 2日（金） [郵送：必着]</p>			類型A	サプライチェーンの毀損への対応	補助率	2/3	類型B	非対面型ビジネスモデルへの転換	補助率	2/3 → 3/4	類型C	テレワーク環境の整備	補助率	2/3 → 3/4
類型A	サプライチェーンの毀損への対応	補助率	2/3												
類型B	非対面型ビジネスモデルへの転換	補助率	2/3 → 3/4												
類型C	テレワーク環境の整備	補助率	2/3 → 3/4												
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。														
その他	http://www.shokokai.or.jp/iizokuka_t/														
お問い合わせ先	西予市商工会		TEL：0894-62-1240												

3. 事業者の支援

番号	3-16	項目	事業への支援
制度の名称	小規模事業者持続化補助金（一般型）における新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明書の発行	支援の種類	証明発行
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月1日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>商工会議所・商工会で同補助金を申請するにあたり、下記条件に当てはまる場合は、加点措置を受けられます。加点事業者であることの証明書を市役所商工観光課にて発行いたしますので、必要書類を提出してください。</p> <p>（一般型）</p> <p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 創業後3箇月以上1年未満・・・直近1箇月の売上が直前3箇月の売上平均比10%以上減の事業者 <input type="checkbox"/> 創業後1年以上経過・・・直近1箇月の売上が前年同月の売上比10%以上減の事業者 <p>（コロナ特別対応型）</p> <p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 創業後3箇月以上1年未満・・・直近1箇月の売上が直前3箇月の売上平均比20%以上減の事業者 <input type="checkbox"/> 創業後1年以上経過・・・直近1箇月の売上が前年同月の売上比20%以上減の事業者 		
手続きに必要な書類	<p>下記ア・イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明申請書 イ 売上が減少したことがわかる売上状況調書 <p>※必要に応じて、別途参考資料（許可証等の写しなど）の提出を求める場合があります。</p>		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市経済振興課 TEL：0894-62-6408		

3. 事業者の支援

番号	3-17	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	支援の種類	支援金
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月18日	制度（申請）期限	令和2年12月28日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するための新たな支援金を創設しました。</p> <p>■対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者であること（親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であった子どもを現に監護する者。その他、子どもの世話を一次的に補助する親族を含む。 ・以下の①または②の子どもの世話をを行うこと <ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき臨時休業等をした小学校等に通う子ども。 ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども。 ・小学校等の臨時休校の前に、業務委託契約等を締結した業務を行っている事。 ・小学校の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託等に基づき予定されていた日時に業務を行う事が出来なくなったこと。 <p>■支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月27日から3月31日までの間について、就業できなかった日について、1日あたり4,100円(定額) ・令和2年4月1日から9月30日までの間について、就業できなかった日について、1日あたり7,500円(定額) <p>■申請期間</p> <p>令和2年12月28日まで</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金センター TEL：0120-60-3999（受付時間9:00～21:00 土日祝日含む）		

3. 事業者の支援

番号	3-18	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策資金 (災害関連対策資金)	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月6日	制度(申請)期限	令和3年3月31日(県独自枠のみ)
活用できる方	<p>■融資対象者 県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む法人又は個人であって、中小企業信用保険法の規定に基づき、市町長の認定を受け、次の各号のいずれかの保証を利用する方 (1) セーフティネット保証4号(売上高が前年同期比▲20%以上等) (2) セーフティネット保証5号(不況業種で売上高が前年同期比▲5%以上等) (3) 危機関連保証(売上高が前年同期比▲15%以上) ○各保証の詳細については、中小企業庁のHPをご確認ください。</p>		
制度の内容	<p>■融資条件 <input type="checkbox"/> 資金用途：運転資金 <input type="checkbox"/> 融資限度額：5,000万円(全国統一枠と合わせて) <input type="checkbox"/> 融資期間：7年以内(うち据置期間1年以内) <input type="checkbox"/> 融資利率：実質無利子、3年間：年1.00%⇒0%、4年目以降：年1.0% <input type="checkbox"/> 保証利率：年0.00%(保証料のご負担はありません。) ※借換えについては、お問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	<p>■取扱金融機関 伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行 ※融資及び保証については、金融機関及び信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>		
お問い合わせ先	愛媛県経営支援課 TEL：089-912-2481 愛媛県信用保証協会 TEL：089-931-2114		

3. 事業者の支援

番号	3-19	項目	経営支援
制度の名称	西予市中小企業者等経営安定補助金	支援の種類	補助
実施区分（負担割合）	市	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月23日	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度の適用を受ける市民又は市内に住所を有する中小企業者等		
制度の内容	<p>○対象者 新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度の適用を受ける市民又は市内に住所を有する中小企業者等、市税等を滞納していない者 ※新型コロナウイルス感染症特別貸付 申請先：日本政策金融公庫</p> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【特別貸付融資対象】</p> <p>①最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>②業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p style="margin-left: 20px;">a) 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 令和元年12月の売上高</p> <p style="margin-left: 20px;">c) 令和元年10月～12月の売上高平均額</p> </div> <p>○補助額等 ・融資額の1/3 上限50万円 1業者1回限り</p> <p>○申請先 西予市商工会（各支所でも申請可能 ※商工会員以外でも申請可能） 申請時必要書類等：新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている証明の写し（例：借用証書）振込先口座通帳の写し、事業者の印鑑（個人の場合は個人印）</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市商工会 TEL：0894-62-1240 西予市経済振興課 TEL：0894-62-6408		

3. 事業者の支援

番号	3-20	項目	事業への支援						
制度の名称	愛媛県緊急地域雇用維持助成金	支援の種類	助成						
実施区分（負担割合）	県・市	コロナウイルス対策による特例措置	○						
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	令和3年3月31日						
活用できる方	国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主（※新型コロナウイルス感染症の特例によるものに限る）								
制度の内容	<p>■対象者 南予地域、久万高原町及び砥部町に所在する事業所で、従業員の雇用維持を図るため休業を実施し、国の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた事業主</p> <p>■対象となる休業 令和2年度の助成対象は、令和2年3月14日以降に労働局の支給決定があった「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主</p> <p>■助成金の額 休業手当総額の1/10以内の額で国の雇用調整助成金等の支給率に応じて助成（1事業所当たり年100万円上限）</p> <table border="0"> <tr> <td>・国支給率の区分</td> <td>県助成金の額</td> </tr> <tr> <td>2分の1</td> <td>国の支給決定金額の5分の1の額</td> </tr> <tr> <td>3分の2</td> <td>国の支給決定金額の20分の3の額</td> </tr> </table> <p>■申請方法 1. まずは、愛媛労働局の相談窓口（089-987-6370）へお問い合わせください。 2. 愛媛労働局長から「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた後で、県産業人材室（089-912-2505）へお問い合わせください。 【お願い】県への支給申請にあたって、国への申請書の写しが必要となりますので、お手元に保管してください。</p>			・国支給率の区分	県助成金の額	2分の1	国の支給決定金額の5分の1の額	3分の2	国の支給決定金額の20分の3の額
・国支給率の区分	県助成金の額								
2分の1	国の支給決定金額の5分の1の額								
3分の2	国の支給決定金額の20分の3の額								
手続きに必要な書類	<p>【申請書類】 ※提出書類の詳細はこちらのページを参照ください。 https://www.pref.ehime.jp/h30580/koronakoyouijijosei/koronakoyouijijosei.html 【お知らせ】令和2年4月以降の休業にかかる国の雇用調整助成金について、支給上限額の引き上げ（8,330円→15,000円）や助成率の引き上げ等の制度拡充が検討されています。このため、県の上乗せ助成についても現在、制度の見直しを進めていることから、令和2年4月以降の、休業分については、申請受付を一時休止しますので、再開までしばらくお待ちください。再開については、決定次第、本ホームページでお知らせします。（令和2年3月までの休業分については、申請を受け付けています）</p>								
その他									
お問い合わせ先	愛媛県労働局相談窓口 TEL：089-987-6370								

3. 事業者の支援

番号	3-21	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策金融支援事業（利子補給金）	支援の種類	助成金
実施区分（負担割合）	県	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	令和3年3月31日
活用できる方	<p>新型コロナウイルス感染症対策資金を利用された方に利子補給を行い、中小企業者等を支援します。</p> <p>■融資対象者 県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む法人又は個人であって、中小企業信用保険法の規定に基づき、市町長の認定を受け、次の各号のいずれかの保証を有する方 <input type="checkbox"/>セーフティネット保証4号：売上高が前年同期比▲20%以上等の場合に利用可能（詳細は番号3-04参照）。 <input type="checkbox"/>セーフティネット保証5号：国が指定する業種（業績の悪化している業種）に属する事業を行っており、売上高が前年同期比▲5%以上等の場合に利用可能（詳細は番号3-04参照）。 <input type="checkbox"/>危機関連保証：売上高が前年同期比▲15%以上の場合に利用可能（詳細は番号3-04参照）。</p>		
制度の内容	<p>■融資条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>資金用途：運転資金 <input type="checkbox"/>融資限度額：5,000万円(全国統一枠と合わせて) <input type="checkbox"/>融資期間：7年以内（うち据置期間1年以内） <input type="checkbox"/>融資利率：3年間0% <input type="checkbox"/>保証利率：年0.00%（保証料のご負担はありません。） 		
手続きに必要な書類			
その他			
お問い合わせ先	<p>○県内取扱金融機関（各支店窓口） ○愛媛県信用保証協会業務統括部企業支援課 Tel:089-931-2114 ○愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課金融係 Tel:089-912-2481</p>		

3. 事業者の支援

番号	3-30	項目	事業への支援
制度の名称	えひめ版創業者持続化緊急給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）		コロナウイルス対策による特例措置	
制度（申請）開始日	令和2年5月22日	制度（申請）期限	令和2年7月31日
活用できる方	令和2年1月1日から4月13日までの間に愛媛県内で創業した法人または個人事業者※創業：法人登記または個人事業の開業届が要件		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた創業者に対して県独自の給付金を交付することにより、固定客がないなど経営基盤が弱い創業間もない事業者の事業継続の下支えを行うものです。</p> <p>【対象要件】 次に掲げる全ての要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関から融資を受け、または、支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者 ・令和2年1月から6月までの任意のひと月の事業収入実績が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた1月から6月のうちの任意のひと月の事業収入と比較して、50%以上減少している事業者 ・創業後、少なくとも1カ月の間、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 ・法人の場合は、次の①、②のうちいずれか一つの要件を満たしていること。ただし組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人または①、②のいずれかを満たす法人であること。 <ul style="list-style-type: none"> ①資本金の額または出資の総額が10億円未満であること ②資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下の事業者 ・令和元年12月31日以前に個人事業者として開業し、令和2年1月1日以降に個人事業者から法人化した者でないこと。 ・事業承継を受けた者でないこと。 <p>【支給額】 定額：法人は50万円、個人事業者は25万円 【申請方法】 郵送のみ（メール、持参は不可） 〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1 （公財）えひめ産業振興財団 宛</p> <p>※封筒に「えひめ版創業者持続化緊急給付金申請書 在中」と記載して下さい 【受付期間】 令和2年5月22日（金）～令和2年7月31日（金）※当日消印有効</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
お問い合わせ先	公益財団法人えひめ産業振興財団 TEL:089-960-1100		

3. 事業者の支援

番号	3-31	項目	事業への支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症対策離職者等緊急支援事業	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）	県	コロナウイルス対策による特例措置	
制度（申請）開始日	令和2年5月29日	制度（申請）期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度内容のとおり		
制度の内容	<p>感染症による影響を受け、離職や休業を余儀なくされた労働者が離職者等緊急生活資金を借り入れる際の保証料を全額補助します。</p> <p>【補助対象者】 下記の要件に当てはまる、離職者及び休業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内に住所があり、1年以上在住している。 ②20歳以上65歳以下の方 ③同一事業所に1年以上勤務している（していた）。 ④離職者及び休職者の収入によって生計を維持している。 ⑤離職後、求職活動をしている（離職者のみ）。 <p>【融資条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①融資限度額：100万円 ②融資期間：5年以内（6カ月の据置可能） ③融資利率：0.3% ④保証人：保証機関の保証（離職者は連帯保証人が1名必要） <p>【保証料率】 実質0%※保証料（0.7～1.2%）全額を県が一括補助</p> <p>【対象期間】 令和2年5月29日（金）～令和3年3月31日（水）</p> <p>【取扱金融機関】 県内の四国労働金庫各支店（ローンセンターを含む）・愛媛支店（愛媛ローンセンター）・松山支店・今治支店・西条支店・三島支店・新居浜支店（新居浜ローンセンター）・八幡浜支店・宇和島支店</p>		
手続きに必要な書類			
その他			
お問い合わせ先	<p>○県内四国労働金庫各支店（ローンセンターを含む） ○愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課労働政策グループ Tel:089-912-2500</p>		

3. 事業者の支援

番号	3-32	項目	事業への支援
制度の名称	つながる西予 飲食応援前売り券事業 (商業振興商品券助成事業)	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	商工会	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年6月1日	制度(申請)期限	令和2年12月31日
活用できる方	飲食業(市内の食品営業許可証を取得している)事業者、市民		
制度の内容	<p>○対象者 飲食業(市内の食品営業許可証を取得している)事業者、市民</p> <p>○実施期間 ・販売期間 令和2年6月1日～令和2年12月31日 ・使用期間 販売を行う参加事業者の店舗等で使用開始日を設定できる。ただし、使用期限は令和3年1月31日までとし、6カ月以上の使用期間を設ける。</p> <p>○販売及び換金方法 ・前売り券の販売は、参加事業者の各店舗で行う。 ・プレミアム分の換金手続きは、商工会各事務所で受付し、指定口座に振り込む ・プレミアム分の換金期間は、令和2年7月10日～令和3年2月10日まで ・換金は、毎月月末までの受付分を翌月の10日に振り込む</p> <p>○換金手数料 参加事業者からの手数料は徴収しない</p> <p>○購入対象者 参加事業者の各店舗を応援しようとするすべての者</p> <p>○使用可能先 前売り券を購入した参加事業者の店舗でのみ使用できる</p> <p>○発行単位 ・1口 4,000円(500円券10枚で1セット5,000円分) ・プレミアム分(1,000円分)を市が補助する ・販売限度額 1店舗 50万円まで</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市商工会 TEL: 0894-62-1240		

3. 事業者の支援

番号	3-33	項目	事業への支援
制度の名称	店舗リニューアル補助金（新型コロナウイルス感染症予防対策）	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月2日	制度（申請）期限	令和2年7月31日
活用できる方	新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組む小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む事業者		
制度の内容	<p>○対象者 新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組む小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む個人または市内に住所を有する事業者</p> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> <p>【対象店舗等】 一戸建て店舗等またはマンション等区分所有の共同店舗で、 ①自己または配偶者などが所有、または市内に住所を持つ事業者の店舗等 ②市内に所在している店舗等 ③大規模小売店舗等は除く。</p> <p>【対象事業費】 新型コロナウイルス感染症予防対策の工事や備品等の購入に必要な費用の総額が3万円以上であること。</p> <p>※対象事業(例) ・フィルムや間仕切りによる飛沫防止、換気対策 ・キャッシュレス化やセルフレジの導入 ・シンクライアント端末の導入 ・ソーシャルディスタンスサインの導入 ・移動販売開始やテイクアウト販売開始に要する費用など</p> </div> <p>○補助金額 ・補助率 2/3 上限額15万円</p> <p>○申請先 西予市経済振興課</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市経済振興課 TEL：0894-62-6408 西予市商工会 TEL：0894-62-1240		

3. 事業者の支援

番号	3-34	項目	事業への支援
制度の名称	西予市中小企業者等経営安定給付金	支援の種類	給付
実施区分（負担割合）	市	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年7月1日	制度（申請）期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比20%～50%未満減少している事業者等		
制度の内容	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比20%～50%未満減少している事業者等 ・2019年（2019年度）の事業収入が240万円以上であること ・市税等を滞納していない者 <p>※国の持続化給付金対象の申請者は対象外</p> <p>○補助額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限20万円 ※減少額が20万円未満の場合はその額 <p>○申請時必要書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書兼請求書（様式第1号）、確定申告書類、2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【申請・問い合わせ先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者全般 経済振興課 ・農業・漁業者 農業水産課 0894-62-6409 ・林業者 林業課 0894-62-6493 </div>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市経済振興課 TEL：0894-62-6408 0894-62-3187（申請窓口直通）		

3. 事業者の支援

番号	3-27	項目	相談支援
制度の名称	テレワークに関する情報提供	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	令和2年4月6日	制度（申請）期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。</p> <p>■テレワーク導入事例の紹介</p> <p>テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。</p> <p>業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）</p> <p>持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）</p> <p>これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。</p> <p>テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。</p> <p>※ホームページ https://www.tw-sodan.jp/</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	テレワーク相談センター（厚生労働省） TEL：0120-91-6479		

3. 事業者の支援

番号	3-28	項目	相談支援
制度の名称	働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)	支援の種類	助成金
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	交付申請: 令和2年12月1日 支給申請: 令和3年3月1日
活用できる方	労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主		
制度の内容	<p>【支給対象となる取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>テレワーク用通信機器(※)の導入・運用(例)・シンクライアント端末(パソコン等)・VPN装置・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア・保守サポートの導入・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料など ※シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません <input type="checkbox"/>就業規則・労使協定等の作成・変更 (例)テレワーク勤務に関する規定の整備 <input type="checkbox"/>労務管理担当者に対する研修 <input type="checkbox"/>労働者に対する研修、周知・啓発 <input type="checkbox"/>外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング ※派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限りです。 ※少なくとも対象労働者の1人は直接雇用する労働者であることが必要です。 <p>【支給額】</p> <p>支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて、成果目標の達成状況に応じて助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>対象経費 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費(注)契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象 <input type="checkbox"/>助成額 対象経費の合計額×補助率(上限額を超える場合は上限額※) ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数又は「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額 <input type="checkbox"/>成果目標の達成状況 補助率・・・達成3/4、未達成1/2 1人当たりの上限額・・・達成40万円、未達成20万円 1企業当たりの上限額・・・達成300万円、未達成200万円 		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	テレワーク相談センター(厚生労働省) TEL: 0120-91-6479		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-01	項目	事業への支援
制度の名称	農林漁業セーフティネット資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	主業農林漁業者等であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある方		
制度の内容	<p>■利用資格</p> <p>①認定農業者 （農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人） 認定新規就農者 （青年等就農計画を作成して市町村の認定を受けた個人・法人） その他（主業農林漁業者） （個人）農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上の方 （法人）農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上の法人</p> <p>②林業経営改善計画の認定を受けている方 その他（主業農林漁業者） （個人）林業所得が総所得の過半を占める、または林業粗収益が200万円以上の方 （法人）林業売上高が総売上高の過半を占める、または林業売上高が1,000万円以上の法人</p> <p>③漁業経営改善計画認定漁業者 その他（主業農林漁業者） （個人）漁業所得が総所得の過半を占める、または漁業粗収益が200万円以上の方 （法人）漁業売上高が総売上高の過半を占める、または漁業売上高が1,000万円以上の法人</p> <p>■利用要件 災害・行政指導・社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化</p> <p>■融資条件 返済期間：10年以内、融資限度額：一般600万円、特認：年間経費等の6/12以内、担保・保証人：別途定める</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策支援の内容</p> <p>■融資限度額 一般：1,200万円 特認（注2）：年間経費等の12/12以内 ※（注2）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用されます。</p> <p>■返済期間 15年以内（うち据置期間3年以内）</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitai.html		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 Tel：089-933-3371		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-02	項目	事業への支援
制度の名称	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>農業経営改善計画の達成に必要な長期かつ低利の資金</p> <p>■対象者 認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人） ※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。</p> <p>■金利 借入期間に応じて0.16%~0.20%（令和2年6月18日現在）【最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。】</p> <p>■借入限度額 個人 3億円（複数部門経営等は6億円） 法人 10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）</p> <p>■償還期限 25年以内（うち据置期間10年以内）</p> <p>■備考 「実質化した人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く）については貸付当初5年間実質無利子</p>		
手続きに必要な書類			
その他	-		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL：089-933-3371		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-03	項目	事業への支援
制度の名称	経営体育成強化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	国	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■概要 次の資金が借り入れできます</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前向き投資資金 2 償還負担軽減資金（再建整備資金：制度資金以外の負債の整理、償還円滑化資金：既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減） 3 民事再生法等により事業の再生に必要な資金対象者 <p>■対象者 農業を営む者（主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業を営む任意団体など）</p> <p>■金利 0.20%（令和2年6月18日現在）[最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。]</p> <p>■借入限度額 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で1から3の合計額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前向き投資資金 負担額の80% 2 償還負担軽減資金 3 民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金 負担額の100% <p>■償還期限 25年以内（据置3年以内、果樹の新植等は10年以内）</p> <p>■備考 利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることが可能 実質無担保・無保証人での融資を受けることが可能</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫松山支店 Tel：089-933-3371		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-04	項目	事業への支援
制度の名称	農業近代化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金		
制度の内容	<p>■対象者 (1)農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など） (2)農協、農協連合会 (3)(1)から(2)又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人</p> <p>■金利 0.20%（令和2年6月18日現在） 認定農業者に対する特例：借入期間に応じて0.16%～0.20%（借入額が個人18百万円（法人36百万円）まで） [最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。]</p> <p>■借入限度額 農業を営む者：個人18百万円、法人・団体2億円 農協等：15億円（大臣が承認した場合はその承認額）</p> <p>■償還期限 資金使途に応じ7から20年以内（据置2から7年以内）</p> <p>■備考 利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることが可能 実質無担保・無保証人での融資を受けることが可能 農業信用基金協会の債務保証料を保証当初5年間免除</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	取扱金融機関（JAひがしうわ本所 TEL：0894-62-1211（代表）、 JAIにしようわ本所 TEL：0894-24-1111（代表）、銀行、信用金庫等）		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-05	項目	事業への支援
制度の名称	JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	J A	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月30日	制度（申請）期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルスの影響により経営の維持安定が困難な農業者等（組合員・准組合員の資格が必要となります。）</p> <p>■資金用途 ・新型コロナウイルスの影響による生産量の低下や販売数量の減少等により生じた農畜産物等の損失額 ・その他、新型コロナウイルスの影響により生じた費用で農業経営の維持においてJ Aが必要と認めた資金</p> <p>■借入金額 ① 個人 10万円以上 500万円以内 ② 法人 10万円以上 1,000万円以内</p> <p>■借入期間 7年以内（据置3年以内）</p> <p>■借入利率 固定金利：0.600%（利子補給適用後当初 5年間 0.000%、以降 0.600%）</p> <p>■担保 必要に応じて担保を設定していただきます。</p> <p>■保証人 愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。法人の方は、代表者を連帯保証人とします。 ※個人・法人の場合でも連帯保証人を追加する場合があります。</p> <p>■保証料助成 J Aバンクえひめ基金協会保証料助成適用</p> <p>■影響の確認 「新型コロナウイルスの影響状況確認表」のご提出をいただきます。</p> <p>■取扱期間 令和2年3月30日（月）～令和3年3月31日（水）</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	J Aひがしうわ本所 TEL：0894-62-1211（代表） J Aにしうわ本所 TEL：0894-24-1111（代表）		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-07	項目	事業への支援
制度の名称	漁業近代化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月10日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 漁業者(個人、法人)、水産加工業者(個人、法人)、漁業生産組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等</p> <p>■資金使途 漁船の改造・建造又は取得、漁具、養殖施設(種苗・餌料含む)、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得</p> <p>■借入限度額 漁船漁業者：9千万円(20トン未満漁船を使用する者)、3億6千万円(20トン以上漁船を使用する者) 養殖業者：9千万円(個人)、3億6千万円(法人) 漁協等：12億円</p> <p>■償還期限 20年以内(据置期間3年以内)(償還期限は資金使途により異なる)</p> <p>■金利 0.20%～0.25% (令和2年6月18日現在) [最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。]</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	愛媛県漁業協同組合 明浜支所 TEL：0894-65-0311 八幡浜漁業協同組合 三瓶支所 TEL：0894-33-1331		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-08	項目	品目別の販売促進への支援																								
制度の名称	和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（ALIC事業）	支援の種類	補助金																								
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○																								
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定																								
活用できる方	制度の内容のとおり																										
制度の内容	<p>■対象者 食肉卸売事業者</p> <p>■事業実施主体 食肉事業者団体</p> <p>■対象品目 和牛肉</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在） (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により積み上がった和牛肉の在庫解消を図るため、販売促進計画を作成した食肉卸事業者に対し、当該在庫の保管経費（凍結料、保管金利等）を支援します。 (2) 併せて、販売促進計画に基づき実際した場合には、その実績に応じて奨励金を交付することを通じ、在庫の解消に向けた取組支援します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">別表</th> <th style="text-align: center;">事業の種類</th> <th style="text-align: center;">補助対象経費</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">1</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">若庫牛肉保管等経費支援事業</td> <td>(1) 加工 冷凍保管を行う対象牛肉について、加工に必要な経費相当額</td> <td>150円/kg（部分肉ベース）</td> </tr> <tr> <td>(2) 輸送 冷凍保管を行う対象牛肉について、荷役倉庫への輸送に要する経費相当額</td> <td>32円/kg（部分肉ベース）</td> </tr> <tr> <td>(3) 保管等 対象牛肉に係る凍結料、損害保険料、営業倉庫での保管、入出庫、在庫証明書発行に要する経費</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>(4) 金利 冷凍保管を行う対象牛肉の保管期間中の金利相当額</td> <td>1日当たり 0.19円/kg（部分肉ベース）</td> </tr> <tr> <td rowspan="1" style="vertical-align: top;">2</td> <td rowspan="1" style="vertical-align: top;">販売促進支援事業</td> <td>販売促進計画に基づき、販売された対象牛肉に係る販売促進奨励金</td> <td>1,600円/kg（部分肉ベース）（令和2年度販売分） 800円/kg（部分肉ベース）（令和3～4年度販売分）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">3</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">推測付帯</td> <td>(1) 現品確認等 事業実施主体が現品確認等を行うのに要する経費</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>(2) DNA検査の実施 事業実施主体が対象牛肉について、個体識別番号との照合のために行うDNA検査に要する経費</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>			別表	事業の種類	補助対象経費	補助率	1	若庫牛肉保管等経費支援事業	(1) 加工 冷凍保管を行う対象牛肉について、加工に必要な経費相当額	150円/kg（部分肉ベース）	(2) 輸送 冷凍保管を行う対象牛肉について、荷役倉庫への輸送に要する経費相当額	32円/kg（部分肉ベース）	(3) 保管等 対象牛肉に係る凍結料、損害保険料、営業倉庫での保管、入出庫、在庫証明書発行に要する経費	定額	(4) 金利 冷凍保管を行う対象牛肉の保管期間中の金利相当額	1日当たり 0.19円/kg（部分肉ベース）	2	販売促進支援事業	販売促進計画に基づき、販売された対象牛肉に係る販売促進奨励金	1,600円/kg（部分肉ベース）（令和2年度販売分） 800円/kg（部分肉ベース）（令和3～4年度販売分）	3	推測付帯	(1) 現品確認等 事業実施主体が現品確認等を行うのに要する経費	定額	(2) DNA検査の実施 事業実施主体が対象牛肉について、個体識別番号との照合のために行うDNA検査に要する経費	定額
別表	事業の種類	補助対象経費	補助率																								
1	若庫牛肉保管等経費支援事業	(1) 加工 冷凍保管を行う対象牛肉について、加工に必要な経費相当額	150円/kg（部分肉ベース）																								
		(2) 輸送 冷凍保管を行う対象牛肉について、荷役倉庫への輸送に要する経費相当額	32円/kg（部分肉ベース）																								
		(3) 保管等 対象牛肉に係る凍結料、損害保険料、営業倉庫での保管、入出庫、在庫証明書発行に要する経費	定額																								
		(4) 金利 冷凍保管を行う対象牛肉の保管期間中の金利相当額	1日当たり 0.19円/kg（部分肉ベース）																								
2	販売促進支援事業	販売促進計画に基づき、販売された対象牛肉に係る販売促進奨励金	1,600円/kg（部分肉ベース）（令和2年度販売分） 800円/kg（部分肉ベース）（令和3～4年度販売分）																								
3	推測付帯	(1) 現品確認等 事業実施主体が現品確認等を行うのに要する経費	定額																								
		(2) DNA検査の実施 事業実施主体が対象牛肉について、個体識別番号との照合のために行うDNA検査に要する経費	定額																								
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。																										
その他	-																										
お問い合わせ先	農林水産省生産局食肉鶏卵課 Tel：03-3502-5989																										

4. 農林水産業者の支援

番号	4-10	項目	品目別の販売促進への支援
制度の名称	国産農林水産物等販売促進緊急対策事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 生産者、民間団体等</p> <p>■事業実施主体 民間団体等</p> <p>■対象品目 畜産物(和牛肉含む)、水産物、野菜・果物、茶、菓子類、林産物、花き</p> <p>■事業内容 ○畜産物(和牛肉含む)、水産物、野菜・果物、茶 インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている品目について、 ①学校給食や子ども食堂への提供を含む食育活動における食材費や輸送費 ②インターネット販売を行う際の送料 ③飲食店が新商品開発を行いデリバリーや店頭販売等に取り組む際の食材費、容器包装費 ④直売所等を活用して地域の創意工夫による販促活動を行う際の食材費や輸送費等について支援。</p> <p>○菓子類 インバウンドの減少等により、在庫の滞留等が生じている菓子類について、販売促進キャンペーン等の取組を支援</p> <p>○林産物 公共施設等の木造化・木質化等を支援</p> <p>○花き インターネット販売を行う際の送料等を支援</p> <p>■補助率 補助率：定額、対象経費の1/2以内</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/shiensaku_R0206.pdf		
お問い合わせ先	<p>(事業全般) 大臣官房政策課 TEL：03-6744-2089 (畜産物) 農林水産省生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 (水産物) 水産庁栽培養殖課 TEL：03-3501-3848 (野菜・果物) 農林水産省生産局園芸作物課 TEL：03-3502-5958 (茶) 農林水産省生産局地域対策官 TEL：03-6744-2117 (菓子類) 農林水産省政策統括官地域作物課 TEL：03-3502-5963 (花き) 農林水産省生産局園芸作物課 TEL：03-6738-6162 (林産物) 林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2120</p>		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-11	項目	品目別の販売促進への支援
制度の名称	公共施設等における花きの活用拡大支援事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 民間団体 ■事業実施主体 民間団体 ■対象品目 花き ■事業内容 空港、駅、学校、企業等における花きの活用拡大を通じた需要喚起の取組を支援 ■補助率 定額、対象経費の1/2以内 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	農林水産省生産局園芸作物課 TEL：03-6738-6162		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-12	項目	肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用への支援
制度の名称	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業のうち計画出荷支援（ALIC事業）	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 生産者集団 ■事業実施主体 民間団体 ■対象品目 肉用牛 ■事業内容 生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費（定額）を交付します。 ■補助率 定額 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	農林水産省生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-13	項目	肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用への支援
制度の名称	肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（ALIC事業）	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 畜産農家 ■事業実施主体 生産者団体等 ■対象品目 肉用子牛 ■事業内容 生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷調整を行う場合、計画出荷に係る掛かり増し経費（飼料費等）を支援します。 ■補助率 定額 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	農林水産省生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-14	項目	肥育牛生産のコスト低減等に対する取組を支援
制度の名称	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業のうち肥育牛生産支援（ALIC事業）	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 畜産農家</p> <p>■事業実施主体 民間団体</p> <p>■対象品目 肥育牛</p> <p>■事業内容 畜産農家が、肥育牛生産の計画を作成し、経営の体質強化に資する取組メニューに2つ以上取り組んだ場合、出荷頭数に応じて補助金を交付します。</p> <p>■補助率 出荷頭数に応じて2万円/頭を交付します。 ※枝肉価格が前年同月比30%（40%）下落した場合に取組メニューに3つ以上取り組んだときは、4万円/頭（5万円/頭）を交付します。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	農林水産省生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-15	項目	脱脂粉乳の業務用から飼料用等への仕向先の変更を支援
制度の名称	生乳需給改善促進事業（ALIC事業）	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 乳業者、生産者団体 ■事業実施主体 乳業者団体、生産者団体 ■対象品目 脱脂粉乳 ■事業内容 乳業団体や生産者団体等が、脱脂粉乳を飼料用等の需要がある分野で活用する取組を支援 ■補助率 定額 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	農林水産省生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 03-6744-2128		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-16	項目	新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業（ALIC事業）	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 生産者集団等</p> <p>■事業実施主体 民間団体</p> <p>■対象品目 畜産農場</p> <p>■事業内容 ①代替要員等の派遣に対する支援 発生農場の事業継続のための代替要員（酪農ヘルパーを含む）等の派遣を支援します。 ②家畜の公共牧場等への緊急避難、委託管理等に対する支援 発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援します。 ③農場等清浄化・感染拡大防止に向けた消毒等経費に係る支援 発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援します。 ④出荷できない生乳に対する支援 乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援します。</p> <p>■補助率 定額</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-10.pdf		
お問い合わせ先	乳用牛：①～④の事業 農林水産省生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 肉用牛：①～③の事業 農林水産省生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 豚、家さん：①、③の事業 農林水産省生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 飼料生産組織：①、③の事業 農林水産省生産局飼料課 TEL：03-3502-5993		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-17	項目	牛マルキンの生産者負担金の納付猶予
制度の名称	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 -</p> <p>■事業実施主体 -</p> <p>■対象品目 -</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在） 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の生産者負担金の納付猶予</p> <p>■補助率 国費分（3/4）の交付</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-4.pdf		
お問い合わせ先	農林水産省生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-18	項目	外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援
制度の名称	農業労働力確保緊急支援事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月1日	制度（申請）期限	令和2年12月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 次の要件をすべて満たす人手不足経営体であること（この他にも要件がございます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による入国制限により、予定していた技能実習生が受け入れられないこと等から、人手不足手となっていること。 ・代替人材と原則7日間以上の契約を締結していること（作業委託の場合は、日数は要件としません）。 ・「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」又は「畜産事業者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に準拠した対策を実施していること。 <p>■事業実施主体 全国農業会議所</p> <p>■対象品目 農業労働力</p> <p>■事業内容 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援</p> <p>■補助率 定額</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	農林水産省経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-19	項目	外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援
制度の名称	農業労働力確保緊急支援事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 経営体等 ■事業実施主体 全国農業会議所 ■対象品目 農業労働力 ■事業内容（令和2年4月30日現在） 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要な経費を支援 ■補助率 対象経費の1/2 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	農林水産省経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-20	項目	農業高校・農業大学校等の研修機関への研修用農業機械・設備の導入を支援
制度の名称	農業労働力確保緊急支援事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 研修機関 ■事業実施主体 都道府県等の研修機関 ■対象品目 農業労働力 ■事業内容（令和2年4月30日現在） 他産業従事者等による援農・就農に必要な研修を行う機関に対し、研修用の農業機械・設備の導入を支援 ■補助率 対象経費の1/2 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	農林水産省経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2160		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-21	項目	農業法人等が行う新規就業者への実践研修等を支援
制度の名称	農の雇用事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年度第3回募集 令和2年6月24日	制度（申請）期限	令和2年度第3回募集 令和2年6月24日～8月28日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 経営体 ■事業実施主体 全国農業会議所 ■対象品目 農業労働力 ■事業内容（令和2年4月30日現在） 49歳以下の就農希望者を新たに正社員として雇用する際の実践研修費等を助成 ※令和2年当初予算 ■補助率 定額 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.be-farmer.jp/nounokoyou/original/		
お問い合わせ先	農林水産省経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-22	項目	研修機関が行うシニア世代の就農希望者への研修等を支援
制度の名称	シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 研修機関</p> <p>■事業実施主体 全国農業会議所</p> <p>■対象品目 農業労働力</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在） 研修機関が行う50代の就農希望者に対する新規就農に向けた技術習得のための研修費用等を助成 ※令和元年度補正予算</p> <p>■補助率 定額</p> <p>■募集 第3回募集は、「7月中旬～8月中旬応募・10月研修開始」で実施する予定です。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-5-2.pdf		
お問い合わせ先	農林水産省経営局就農・女性課 TEL：03-6744-2162		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-24	項目	漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援
制度の名称	水産業労働力確保緊急支援事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 漁業者、水産加工業者</p> <p>■事業実施主体 ①全国水産加工業協同組合連合会 ②（一社）大日本水産会</p> <p>■対象品目 漁業・水産加工業者における労働力</p> <p>■事業内容 ①人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金、保険料、宿泊費を支援 ②遠洋漁船における外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費や、外国人船員を現地において配乗する際の経費を支援</p> <p>■補助率 漁業・水産加工業の経営体が雇用する際の掛り増し賃金（上限500円/時） 保険料、宿泊費は定額 外国人船員を継続雇用する又は外国人船員を現地において配乗する際の掛り増し経費は1/2</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-5-2.pdf		
お問い合わせ先	（漁業者向け）水産庁企画課 TEL：03-6744-2340 （水産加工業者向け）水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2349 （外国人船員向け）水産庁国際課 TEL：03-6744-2364		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-25	項目	野菜の価格下落に対する支援
制度の名称	野菜価格安定対策事業	支援の種類	資金を追加、負担金の納付を猶予
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 生産者等</p> <p>■事業実施主体 (独)農畜産業振興機構（ALIC）</p> <p>■対象品目 野菜</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在） ①野菜価格の下落により収入が減少した農業者の経営を支えるため、野菜価格安定対策事業の資金を追加 ②登録出荷団体等（JA等）の負担金の納付を猶予</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-7.pdf		
お問い合わせ先	農林水産省生産局園芸作物課 TEL：03-3502-5961		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-26	項目	魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援
制度の名称	漁業収入安定対策事業	支援の種類	基金を積み増し 自己積立金の仮払い、積立猶予を措置
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 漁業者</p> <p>■事業実施主体 漁業共済組合連合会</p> <p>■対象品目 魚価</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在） ①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立がらすの基金を積み増し ②併せて、積立がらすについて、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予を措置</p> <p>■積立金負担割合 漁業者と国の積立金の負担割合は1：3</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-7.pdf		
お問い合わせ先	水産庁漁業保険管理官 TEL：03-6744-2356		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-27	項目	次期作に前向きに取り組む高収益作物生産者への支援
制度の名称	高収益作物次期作支援交付金 ※1	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	第3次締切 令和2年7月31日（予定）
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 生産者</p> <p>■事業実施主体 協議会等</p> <p>■対象品目 野菜、果樹、花き、茶</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在） ①次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援 ②需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を支援 ③花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援</p> <p>※1 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援</p> <p>■補助率 ①5万円/10a ※2 施設花き等：80万円/10a 施設果樹：25万円/10a ②取組毎に2万円/10a ※2 ③2,200円/人・日 ※2 中山間地域等では支援単価を1割加算</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市農業支援センター TEL：0894-62-1299 西予市農業水産課 TEL：0894-62-6409		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-29	項目	輸出等の新規需要獲得のための加工食品・外食メニューの開発、原料切替に伴う経費等を支援
制度の名称	輸出等新規需要獲得事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 食品事業者等</p> <p>■事業実施主体 民間団体等</p> <p>■対象品目 加工食品等</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在） ①安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等を支援 ②長期調達契約を締結した食品製造事業者・外食事業者等に対して、安定調達可能な原料の切替に伴う経費を支援</p> <p>■補助率 対象経費の1/2以内</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-9-1.pdf		
お問い合わせ先	農林水産省食料産業局食品製造課 TEL：03-6744-7180		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-30	項目	コメ・コメ加工品の生産ライン整備等を支援
制度の名称	コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者</p> <p>①食品製造業者等</p> <p>②事業者</p> <p>■事業実施主体</p> <p>①都道府県</p> <p>②民間団体等</p> <p>■対象品目</p> <p>米・米加工品</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在）</p> <p>①パックご飯の製造ラインや輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備を支援</p> <p>②パックご飯等コメ・コメ加工品の海外市場開拓の取組を支援</p> <p>■補助率</p> <p>①対象経費の1/2以内</p> <p>②定額、対象経費の1/2以内</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-9-2.pdf		
お問い合わせ先	<p>① 農林水産省政策統括官付穀物課 TEL：03-6744-2108</p> <p>② 農林水産省政策統括官付農産企画課 TEL：03-6738-6069</p>		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-31	項目	新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの支援
制度の名称	仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者</p> <p>①JETRO・民間事業者等 ②③JETRO・民間事業者等 ④民間団体等、民間事業者等</p> <p>■事業実施主体</p> <p>①JETRO ②③JETRO・民間事業者等 ④民間団体等</p> <p>■対象品目</p> <p>日本産農林水産物・食品</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在）</p> <p>①新規輸出及び輸出先国での仕向け先転換のためJETROによる海外見本市への出展、商談会の開催等を支援 ②PRキャンペーンの実施、日本産農林水産物・食品の海外販路の開拓、海外コールドチェーンへの対応等を支援 ③新たな市場等への輸出を行う輸出商社等の商談・商流構築、「日本産食材サポーター店」、現地輸入商社等の日本産食材キャンペーンを支援 ④輸出商流を有する事業者による水産エコラベル認証水産物の輸出に向けた取組を支援</p> <p>■補助率</p> <p>①定額 ②③定額、対象経費の1/2以内 ④定額、対象経費の1/2以内</p> <p>※②日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業 ③日本産農林水産物・食品の輸出商社等緊急支援事業 ④高付加価値認証取得事業</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-9-3.pdf		
お問い合わせ先	農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課 TEL：03-3502-3408		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-32	項目	輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備
制度の名称	国産農畜産物供給力強化対策	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 事業実施主体</p> <p>■事業実施主体 都道府県、市町村、農業者の組織する団体等</p> <p>■対象品目 加工・業務用の野菜・果樹、花き、緑茶、麦、大豆、生乳、生産局長等が別途定める品目</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在） 産地や実需者が連携し、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るために必要な共同利用施設の整備を支援</p> <p>農産物処理加工、集出荷貯蔵、 生産技術高度化施設・設備の緊急的な導入・増強、 既存設備の改修・不要設備の撤去等</p> <p>■補助率 1/2以内</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-10.pdf		
お問い合わせ先	農林水産省生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-33	項目	一時保管に要する費用の支援
制度の名称	特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 漁業者団体等 ■事業実施主体 民間団体 ■対象品目 水産物 ■事業内容（令和2年4月30日現在） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援 ■補助率 定額、対象経費の1/2 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-12.pdf		
お問い合わせ先	水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2350		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-34	項目	飲食店の需要喚起
制度の名称	Go To Eatキャンペーン	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月30日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 民間事業者（オンライン予約サイト運営者・食事券発行事業者）</p> <p>■事業実施主体 民間事業者</p> <p>■対象品目 飲食業</p> <p>■事業内容（令和2年4月30日現在） 期間限定の官民一体型需要喚起キャンペーン「Go Toキャンペーン」の一環として、オンライン予約・来店した利用者へのポイント付与、プレミアム付食事券の発行を実施</p> <p>■補助率 委託等</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/support_maff-3.pdf		
お問い合わせ先	農林水産省食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-0402		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-36	項目	事業への支援
制度の名称	木材価格緊急対策補助金	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年6月1日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 西予市在住の山林所有者又は所有者から森林経営委託を受けた事業者</p> <p>■補助対象 西予市内民有林から森林法に則り適正に伐採し、指定市場へ出荷したスギ、ヒノキの間伐材が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、1㎡当たりの月の木材価格が過去3ヶ年の月平均単価より1,000円以上下回ったときに市売した木材。 (木材の数量は、小数点第3位未満切り捨て)</p> <p>■補助額 補助対象となる木材の数量に1㎡当たりの補助単価（月単価と過去3ヶ年の月平均単価との差額）1,500円以内（100円未満切り捨て）を乗じた額。（1,000円未満切り捨て）</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
お問い合わせ先	西予市林業課 TEL：0894-62-6493		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-37	項目	事業への支援
制度の名称	経営継続補助金	支援の種類	補助金
実施区分（負担割合）	農林水産省	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年6月29日	制度（申請）期限	締切 令和2年7月17日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 農林漁業者（個人及び法人） ※常時従業員数は20人以下のもの</p> <p>■対象品目 経営継続に向けた農林漁業者の取組</p> <p>■事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援</p> <p>■補助率</p> <p>①経営継続に関する取組に要する経費 補助率3/4 補助上限額100万円</p> <p>②感染拡大防止の取組に要する経費 補助率定額 補助上限額50万円</p> <p>・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費 ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html		
お問い合わせ先	<p>○農業関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J A 組合員の方は、原則として最寄りの J A へお問い合わせください J A ひがしうわ 営農部 農業支援センター TEL：0894-62-1299 J A にしうわ 農業振興部 農家支援課 TEL：0894-24-1116 ・ それ以外の方は、下記へお問い合わせください えひめ農業経営サポートセンタ TEL：089-945-1542 八幡浜支局 地域農業育成室 西予農業指導班 TEL：0894-62-0407 西予市 産業部 農業水産課 TEL：0894-62-6409 <p>○漁業関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県漁業協同組合 明浜支所 TEL：0894-65-0311 八幡浜漁業協同組合 三瓶支所 TEL：0894-33-1331 		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-06	項目	相談支援
制度の名称	畜産の経営に関すること	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	畜産家		
制度の内容	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足、流通の滞り等の相談を受け付けております。</p> <p>■受付時間 <input type="checkbox"/>平日 8時30分～17時15分</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	南予家畜保健衛生所 TEL：0894-22-0328 西予市農業水産課 TEL：0894-62-6409		

5. 各種相談等

番号	5-01	項目	相談支援
制度の名称	電話再診による処方箋の発行	支援の種類	処方箋の発行
実施区分（負担割合）	-	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年3月9日	制度（申請）期限	未定
活用できる方	慢性疾患等を有する定期受診患者		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症患者の全国的な増加に伴い、厚生労働省より電話再診による処方箋発行を認める通知が出されました。患者さま等の安全と感染拡大防止を考え、当市でも電話再診による処方箋発行を開始しました。</p> <p>■注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 医師の判断（検査が必要等）により、当院に来院していただく必要がある場合があります。 <input type="checkbox"/> 電話再診をご希望の方は、原則、予約日の1週間前から予約日前日の13時～16時の間までに各科外来受付にお電話ください。 <p>■電話再診のながれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 患者さま等から各科外来受付に電話（かかりつけ薬局をお教えください）。 <input type="checkbox"/> 当院医師から電話し診察（電話再診）。 ※原則、予約日に電話いたします。 <input type="checkbox"/> 当院から処方箋をかかりつけ薬局へ送付。 <input type="checkbox"/> 患者さま等が電話再診日の原則翌日以降に、かかりつけ薬局へ取りに行く。 <input type="checkbox"/> 患者さま等が電話再診日の翌日以降、当院でお支払い。 		
手続きに必要な書類	※電話再診による処方箋の発行を実施している医療機関については、各医療機関に御確認ください。 各医療機関にお問い合わせください。		
その他	-		
お問い合わせ先	各医療機関にお問い合わせください。		

5. 各種相談等

番号	5-03	項目	相談支援
制度の名称	司法書士による新型コロナウイルス無料相談	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	令和2年4月1日	制度（申請）期限	未定
活用できる方			
制度の内容	<p>日本司法書士会連合会は、新型コロナウイルスにより生活に困っている方々への支援として、電話相談及びMicrosoftTeams（※）によるWEB面談相談を実施しております。</p> <p>■電話相談フリーダイヤル：0120-315199</p> <p>□受付時間：平日11：00～17：00</p> <p>□実施期間：4月1日（水）～当面の間（予定）</p> <p>□全国の司法書士会の電話相談員につながります</p> <p>【WEB面談相談】</p> <p>予約先アドレス:sodan@nisshiren.jp</p> <p>□受付時間：平日14：00～17：00</p> <p>□実施期間：4月1日（水）～当面の間（予定）</p> <p>□実施方法：MicrosoftTeamsを利用しての面談相談とし、1回あたり30分程度を予定</p> <p>□全国の司法書士会のWEB面談相談員につながります</p> <p>□予約から当日までの流れ</p> <p>①メールによる事前予約が必要です。氏名・希望日時を明記し、上記アドレスへメールをお送りください。 ※この段階では予約完了していません。</p> <p>②予約確定メールが届きますので、面談日時をご確認ください。</p> <p>③面談当日になりましたら、①でお送りいただいたメールアドレスへ、相談員より面談するためのリンクを掲載した招待メールをお送りいたします。</p> <p>④面談時間になりましたら、③のリンクをクリックし、面談を開始してください。</p>		
手続きに必要な書類	https://www.shiho-shoshi.or.jp/other/topics/info_list/50542/		
その他	-		
お問い合わせ先	日本司法書士会連合会 TEL：0120-315199		

5. 各種相談等

番号	5-04	項目	相談支援
制度の名称	SNS心の相談	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民の方		
制度の内容	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩みについて、相談を受け付けております。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症関連 SNS心の相談 受付時間：7月からは月・火・木・金・日 17時～22時30分（22時まで受付）水 11時～16時30分（16時まで受付） https://lifelinksns.net/</p> <p>■新型コロナウイルス感染症関連 心の電話相談 TEL：0120-556-338 受付時間：18時～21時30分</p> <p>■こころのほっとチャット【新型コロナ関連】 受付時間：12時～16時（15時まで受付） https://www.tsunasou.jp/entrance/kokorohotchat2</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000643326.pdf		
お問い合わせ先	厚生労働省 TEL：03-5253-1111（代表）		

5. 各種相談等

番号	5-06	項目	相談支援
制度の名称	行政相談	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	国	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度（申請）開始日	-	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民ほか		
制度の内容	<p>【相談内容】 行政全般に関する苦情、意見、要望など</p> <p>【対応機関】 総務省行政相談センター きくみみ愛媛</p> <p>【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分 (土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日)などの 閉庁日を除く)</p> <p>【電話】 0570-090110 (行政苦情110番)</p> <p>【その他】 市役所本庁・各支所で月1回実施しております、行政相談所につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当面の間中止させていただいております。ご了承ください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	愛媛行政監視行政相談センター TEL:0570-090110		

5. 各種相談等

番号	5-12	項目	相談支援
制度の名称	新型コロナウイルス感染症こころのホットライン	支援の種類	相談
実施区分（負担割合）	-	コロナウイルス対策による特例措置	
制度（申請）開始日	令和2年5月1日	制度（申請）期限	-
活用できる方	市民の方		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、県民の皆様のストレスや心理的負担の軽減を図るため、専用ダイヤルによる電話相談窓口を開設しました。</p> <p>■対応時間 9時～21時（土日祝日を含む）</p> <p>■対象 新型コロナウイルス感染症拡大により、心のケアが必要な方</p> <p>①感染された方、ご家族など</p> <p>②対策や支援に関わる方（医療従事者、学校関係者、施設職員など）</p> <p>③その他、休業・失業・休校などにより、不安や心配を抱えている方</p> <p>この窓口はご相談者の不安を受け止め、不安解消のいとぐちを見つけられるようお手伝いする窓口です。専門の相談員が電話対応し、プライバシーは厳守されます。</p> <p>※こころのホットラインは、心のケア専用ダイヤルです。感染症に関する一般的なご相談については、一般相談窓口におかけください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
お問い合わせ先	こころのホットライン TEL:0120-612-155（フリーダイヤル）		